

空き家を

を

売ろう! 貸そう!

CASE 1

一人暮らしの親が亡くなり、実家を**相続**することに。

CASE 2

遠方に住むことになり、管理できない。

CASE 3

転勤で数年間不在に。

CASE 4

高齢の親が**施設**に入所することに。

「わかやま空き家バンク」

空き家情報をHPに掲載し、移住希望者を募集する制度です
売りたい・貸したい空き家がありましたら、ぜひご登録ください

和歌山市空家対策課(本庁舎8階) ☎073-435-1091
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 FAX 073-435-1173

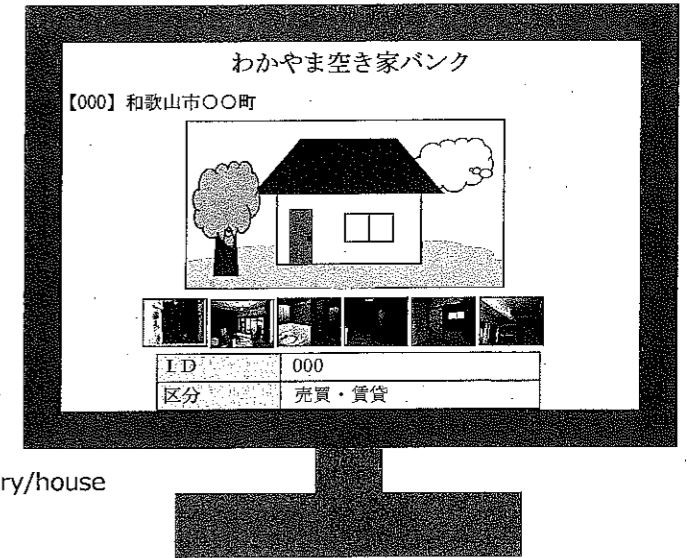


1 わかやま空き家バンクとは

- ・和歌山県の制度で、県定住支援住宅管理機構が運営しています。
- ・空き家の情報をホームページに掲載し、買いたい方・借りたい方を募集します。
- ・掲載に係る費用は**無料**です。

わかやま空き家バンク 検索

<https://www.wakayamagurashi.jp/category/house>



2 空き家の登録条件等

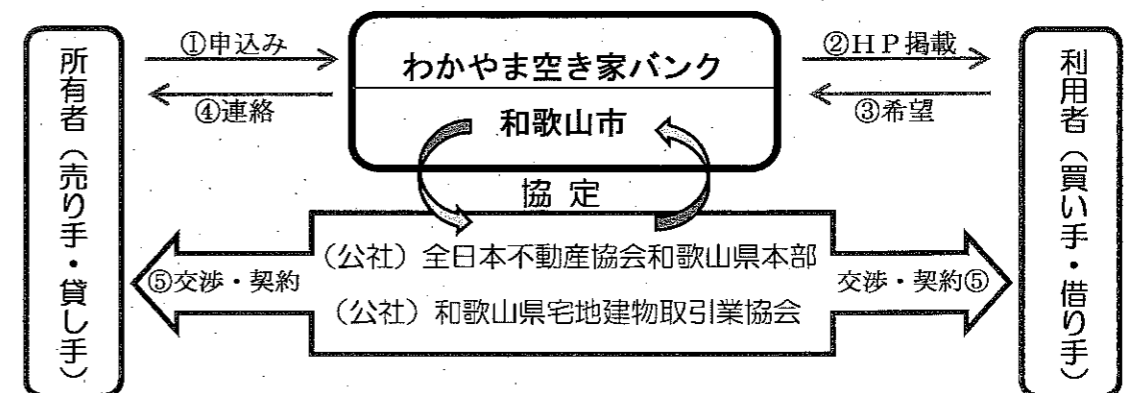
次の条件のすべてを満たすことが必要です。なお、暴力団員等は登録できません。

- ① 和歌山市内の空き家（住宅・店舗・事務所・倉庫）であること。
- ② 登記されている建物であること。
- ③ 空き家に係る税の滞納がないこと。
- ④ 売買の場合、売主が登記名義人であること。
- ⑤ 賃貸の場合、空き家の権利関係が明らかであること。
- ⑥ きちんと管理されている空き家であること。
- ⑦ すでに市場に流通している空き家でないこと。

*空き家の規模や築年数、希望価格等による条件はありません。



3 空き家バンクのイメージ



【注意事項】

- ・県や市は、物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約等には関与いたしません。
- ・契約の前に「建物状況調査」(有料)を行っていただきます。
- ・成約の際に、宅地建物取引業法に基づく報酬が必要となります。